

亀岡市指定文化財 今後の指定方針について

＜亀岡市指定文化財の独自性をどのように考えるか＞

- ① 亀岡市文化財保護条例における文化財の定義
「本市にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの」
- ② 改訂版亀岡市指定文化財指定基準
「本市の文化史上」「本市の歴史上」「貴重なもの」
→平成30年2月15日告示
- ③ 現状の亀岡市指定文化財候補＝資料3－1

＜亀岡市指定文化財指定のポイント＞

- ① 亀岡市内の地域的バランス（資料3－2）
現時点で少ない地域＝馬路町・大井町・西別院町
- ② 文化財種別のバランス（資料3－2）
現時点で少ない種類＝歴史資料・考古資料・無形民俗文化財・名勝
- ③ 緊急性

※亀岡市指定文化財と京都府暫定登録文化財の関係

- ・第1回亀岡市文化財保護委員会での議論
「より多くの文化財を保護できた方が良いだろう。」
「京都府暫定登録文化財と亀岡市指定文化財を重複させる必要はない。」